

○文部科学省告示第十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第九十九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和六年二月二十一日

文部科学大臣 盛山 正仁

上	欄	下	欄
名称	関係告示	所在地	地域
白河官衙遺跡群 関和久官衙遺跡 借宿廃寺跡	昭和三十九年文部省告示第百二十二号及び平成二十二年文部省告示第百二十七号	借宿廃寺跡 福島県白河市 借宿株木	四一番、四三番一
上野国佐位郡正倉跡	平成二十六年文部科学省告示第百三十七号及び平成三十七年文部科学省告示第百三十八号	群馬県伊勢崎市 植木本町	二七三九番六、二七三九番七
山野貝塚	平成二十九年文部科学省告示第百三十七号及び平成三十一年文部科学省告示第百三十八号	千葉県袖ヶ浦市 飯富字山野	三五一六番二四
下総小金中野牧跡	平成十九年文部科学省告示第百三十五号	千葉県鎌ヶ谷市 東中沢二丁目	三七七番四五
下野谷遺跡	平成二十七年文部科学省告示第百二十八号、平成二十八年文部科学省告示第百二十九号、平成三十年文部科学省告示第百三十号、平成三十一年文部科学省告示第百三十一号、平成三十二年文部科学省告示第百三十二号、平成三十三年文部科学省告示第百三十三号、平成三十四年文部科学省告示第百三十四号、平成三十五年文部科学省告示第百三十五号、令和元年文部科学省告示第百三十七号、令和二年文部科学省告示第百三十八号、令和三年文部科学省告示第百三十九号、令和四年文部科学省告示第百四十号、令和五年文部科学省告示第百四十一号	東京都西東京市 東伏見六丁目	二八一番五、二八二番六
下寺尾官衙遺跡群	平成二十七年文部科学省告示第百二十八号、平成三十年文部科学省告示第百三十一号、平成三十二年文部科学省告示第百三十三号、令和元年文部科学省告示第百三十七号、令和二年文部科学省告示第百三十八号、令和三年文部科学省告示第百三十九号、令和四年文部科学省告示第百四十号、令和五年文部科学省告示第百四十一号	神奈川県茅ヶ崎市 下寺尾字	三四二番一



